

医療情報取得加算に関する掲示について

2025年9月30日

西都児湯医療センターでは、患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い医療の提供に務めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬を下記のとおり算定いたします。

区分	点数
初診時（月に1回限り）	1点
再診時（3か月に1回限り）	1点

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

地方独立行政法人西都児湯医療センター 院長